

「県道平和の道線」の早期整備を求める意見書

沖縄県におかれましては、日頃より県勢発展のため御尽力なされておりますことに敬意を表するとともに感謝申し上げます。

さて、県道平和の道線は、本市南部海岸に点在する戦跡、史跡等を有機的に結び、同地域の観光拠点の形成と本島南部の地域振興の支援を目的として計画された。

本市議会も早期整備に向けて平成 19 年 9 月 28 日に県知事宛てに「県道平和の道線の早期整備に関する意見書」を提出した。

しかし、その後計画が見直され事業期間が延長、平成 20 年から令和元年の事業期間となったが令和 2 年になっても完成せず、現在の工事進捗状況から見ると供用開始がさらに遅れるものと危惧される。

整備の遅れの中で、名城ビーチ跡地に大型ホテルの建設工事が開始され、工事用車両が多くなり、それとともに集落内の路地を北名城ビーチへアクセスするための車両が往来することで住民の生活道路の安心・安全が脅かされている。大型ホテルの開業後は、さらに多くの観光用車両が増大することが予想される。

また、県道平和の道線の整備が遅れることによって本市はもとより本島南部の観光産業の振興に大きな遅れが生じることになる。

よって、下記の項目について強く要請する。

記

- 1 名城ビーチから真栄里間の工事の早期実現[糸満与那原線(喜屋武～真栄里)]
以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 24 日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事